

総務財政委員会 令和5年5月30日
企画経営部 資料1番
所管 企画課

## 第34号議案 大田区基本構想審議会条例（案）概要

### 1 条例制定の理由

急激な少子高齢化の進行や気候変動による風水害の激甚化、そして新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の危機などにより、区を取り巻く社会情勢や区民の生活様式は大きく変化していることから、現構想策定時からの変化や現下の状況を踏まえ、区の目指す将来像を再検討すべき時期を迎えている。

不確実性の高い社会においても、区民と区政の確かな羅針盤となる将来像を作りあげるため、区長の付属機関として大田区基本構想審議会を設置することとし、会議の設置に関し必要な事項を定めるため、「大田区基本構想審議会条例」を制定する。

### 2 制定内容

条例（案）のとおり

### 3 施行予定年月日

令和5年5月31日

## 第 34 号議案

### 大田区基本構想審議会条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 30 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

### 大田区基本構想審議会条例

(設置)

第 1 条 大田区の基本構想及び基本計画を策定するため、区長の附属機関として大田区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、大田区の基本構想及び基本計画の策定について必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 25 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 区の区域内の公共的団体の代表者
- (3) 学識経験者及び有識者
- (4) 区議会議員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会が第 2 条の規定により答申をした日までとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理

する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、第2条の規定による答申の日限り、その効力を失う。

(提案理由)

大田区基本構想審議会を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。